新型コロナウイルス感染症対策(インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長(内務大臣指示の発出))

令 和 3年 9月 15日 在スラバヤ日本国総領事館

- ●ジャワ・バリでの活動制限が9月20日まで延長されました。
- ●本内務大臣指示により、当館管轄地域である東ジャワ州内 38 県市のうち、ポノロゴ県及びマゲタン県の2県の活動レベルがレベル4からレベル3に引き下げられ、ジョンバン県がレベル3からレベル2に引き下げられました。スラバヤ市及び周辺県市は引き続きレベル3と区分されています。
- ●活動制限レベル2及び3の地域で活動制限が一部緩和されました。
- ●外国から入国できる空港をスカルノ・ハッタ国際空港及び北スラウェシ州マナドの 空港に限定するとの規定が含まれました。詳細は運輸省が定めるとしており、現時 点で詳細は不明です。
- 1. 9月 13 日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を、9月 20 日まで延長する旨の内務大臣指示(2021 年 42 号)を発出しました。
- 2. 本内務大臣指示により、当館管轄地域である東ジャワ州内 38 県市のうち、ポノロゴ県及びマゲタン県の2県の活動レベルがレベル4からレベル3に引き下げられ、州内でのレベル4に区分された地域は無くなり、計 26 県市がレベル3に区分されました。また、ジョンバン県がレベル3からレベル2に引き下げられ、計 12 県市がレベル2に区分されました。なお、スラバヤ市及びその周辺県市(グレシック県、シドアルジョ県、モジョケルト県・市、ラモンガン県、バンカラン県)は引き続きレベル3と区分されています。

※東ジャワ州内の県市の活動レベル:

くレベル3:26 県市>

クディリ県、クディリ市、グレシック県、シドアルジョ県、シトゥボンド県、スラバヤ市、トゥルンアグン県、トレンガック県、パチタン県、バトゥ市、バンカラン県、ブリタル県、ブリタル市、プロボリンゴ市、ポノロゴ県、マゲタン県、マディウン県、マディウン市、マラン県、マラン市、モジョケルト県、モジョケルト市、ラモンガン県、ルマジャン県、ンガウィ県、ンガンジュック県

くレベル2:12 県市>

サンパン県、ジェンベル県、ジョンバン県、スムヌップ県、トゥバン県、パスルアン県、パスルアン市、バニュワンギ県、パメカサン県、プロボリンゴ県、ボジョヌゴロ県、ボンドウォソ県

- 3. 活動制限内容の主な変更点は以下のとおりです。従来の活動制限については、 9月8日付け当館お知らせ(https://www.surabaya.id.emb japan.go,jp/files/100231439.pdf)を参照してください。
- (1)これまで必須(esensial)分野に分類されていた郵便事業は、重要(kritikal)分野に分類。
- (2)試験的に、活動制限レベル3の地域ではショッピングモール内の映画館、活動制限レベル2の地域では全ての映画館について、以下の条件の下で営業を許可。
- ア 従業員及び訪問客に対し、アプリ「pedulilindungi」によるスクリーニングを行う。 12 歳未満は入場禁止。
- イ 収容人数は定員の50%以下。
- ウ 映画館内での飲食及び飲食物の販売は禁止。
- エ この試験措置の対象となる企業は観光・クリエイティブ経済省が決定し、同省及び保健省が定める保健プロトコルを順守するよう求められる。
- (3)活動制限レベル3の地域では観光施設へのアクセス道路、活動制限レベル2の地域では公共施設や観光施設へのアクセス道路において、金曜日の正午から日曜日の午後6時まで、車両の奇数偶数交通規制を実施する。
- (4)外国からの入国地点を以下に限定する。詳細は運輸省が定める。
- ア 空路:スカルノ・ハッタ国際空港、サム・ラトゥランギ国際空港(北スラウェシ州マナド)
- イ 海路:リアウ諸島州バタム、北カリマンタン州ヌヌカン
- ウ 陸路: 西カリマンタン州アルック、同州エンティコン
- 4. 外国からの入国地点については、詳細は運輸省が定めるとされており、現時点で詳細は不明です。
- 5. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。引き続き、感染状況等に注意し、緊急性を伴わない移動はできるだけ延期するなど、安全確保に努めてください。(了)